

青森県社会福祉協議会

第三次活動指針（案）

令和7年度 - 令和11年度

基本理念

『人や社会とのつながりを育み
その人らしくいきいきと暮らせる地域社会』の実現

社会福祉法人青森県社会福祉協議会

目 次

第1章 活動指針の策定にあたって

1.策定の趣旨	1
2.性格と位置付け	2
3.期間	2
4.進行管理及び評価	2
5.第三次活動指針の策定項目について	3

第2章 現状認識と県社協の役割

1.青森県の社会福祉の動向	4
2.県社協の使命と活動	4
3.県とのパートナーシップ	6

第3章 時代の進展に即した共通視点

1.人口減少社会への対応	8
2.事務の効率化とDXの推進	8
3.持続可能でより良い世界を実現する国際目標 SDGs(エスディーズ)の推進	9

第4章 基本理念と基本目標

1.基本理念	11
2.基本目標	11
3.推進項目	13

第5章 推進項目

1-1 地域の支え合いを支援する活動の推進	14
1-2 大規模災害に備えた支援体制づくり	16
1-3 民生委員・児童委員活動との連携・協働	18
1-4 生活困窮者等の社会参加とつながり支援	19
1-5 協働で社会的課題を解決	21
1-6 福祉関係団体との連携と支援	23

2-1 低所得者等に対する資金の貸付と支援	24
2-2 矯正施設退所者等の社会復帰支援	26
2-3 権利擁護活動の推進	27
2-4 運営適正化委員会事業の推進	30

3-1 福祉・保育人材の確保・育成・定着支援	32
3-3 生産性向上に向けた取り組み	35
3-3 社会福祉事業の経営支援	36

4-1 適正な法人運営の推進	39
4-2 民間性を発揮した活動の推進	41

<参考>

委員会運営要綱 策定検討委員会名簿	42
推進項目別 SDGs一覧表	44

1. 策定の趣旨

青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）では、**社会福祉法^{※1} 第 110 条^{※2}**に規定された県域で地域福祉を推進することを目的とした団体として、青森県の地域福祉を推進するにあたり、県社協自らの固有の存在意義、役割や方向性を明らかにし、地域福祉を推進するため必要な組織体制を確立するとともに、より効果的な業務遂行を目指し、平成 17 年 3 月に「青森県社会福祉協議会活動指針」（以下「第一次活動指針」という。）を策定し、平成 27 年 3 月までの 10 年間の事業推進の基盤としてきました。

その後、平成 27 年 3 月に「青森県社会福祉協議会第二次活動指針」（以下「第二次活動指針」という。）を平成 27 年 3 月から令和 6 年度までの 10 年間に取り組む方針として策定しました。

第二次活動指針が令和 6 年度をもって終了するにあたり、令和 7 年度から令和 16 年度までの 10 年間、本会の取り組みと事業の方向性を示す中長期計画として「青森県社会福祉協議会第三次活動指針」（以下、「第三次活動指針」という。）を策定するものです。

※1 社会福祉法

昭和 26 年に制定された社会福祉事業法を平成 12 年 6 月に改正した法律。社会福祉を目的とする事業の全般における共通的基本事項を定め、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域福祉の推進、福祉事業の健全な育成を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的としている。福祉サービスの基本理念として、個人の尊厳、自立支援、利用者本位が掲げられている。

※2 社会福祉法第 110 条（都道府県社会福祉協議会）

都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる事業であって各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- 三 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- 四 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

2 略

(参考) 社会福祉法 第 109 条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、～中略～、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会

福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2～6 略

2. 性格と位置付け

- この指針は、本県における社会福祉の発展強化に向けた、県社協の総合的、体系的な活動指針であり、県社協の中・長期計画として位置づけるものです。
- この指針は、県の行政計画等を考慮し策定しています。
- この指針は、市町村社協の地域福祉活動計画等を支援していく基になるものです。
- この指針は、毎年度事業計画作成時や新規事業の検討時、あるいは日々の業務推進にあたり、中長期的な視点に立ち、目的意識や役割を確認するための指針とします。

3. 期間

- 基本理念・基本目標は、令和7年度から令和16年度までの概ね10か年の方向性を示しています。
- 推進項目は、第三次活動指針前期として、令和7年度から令和11年度までの5年間に取り組む方向性として作成します。
- 第三次活動指針では、推進項目までを定め、具体的な事業は、毎年度、事業計画作成時に適宜作成することとします。
- 策定後において、社会情勢の変化等に対応し必要に応じて見直しを行います。

4. 進行管理及び評価

この指針の策定及び事業の推進にあたり、変化する社会環境に適応し、基本理念・基本目標に基づいた推進項目を達成するため、事務事業評価を実施します。事務事業評価は、推進項目を達成するために実施する各事業について、毎年度事業計画作成時期に今年度の振り返りと課題の整理を自己評価し、見直しとスクラップアンドビルド^{※3}の考え方を原則として、進行管理と評価を行います。

※3 スクラップアンドビルド

事業を新設する場合には、既存の事業を改廃し、全体として事業量の増大を防ごうとする方式のこと。

5. 第三次活動指針の策定項目について

令和7年度から令和16年度に県社協が取り組むべき方向性として『基本理念-基本目標-推進項目』の3階層で整理しました。各推進項目の実施事業は、毎年度事務事業評価を行い、具体的な取組内容として事業計画に反映させていきます。

第二次活動指針の策定項目

前期 平成27年度～31年度	基本理念	基本目標 4項目	推進項目 22項目	推進方策 59項目	推進方策の具体化 158項目
後期 令和2年度～6年度			↓		推進方策の具体化 91項目
			推進方策 23項目		

第三次活動指針の策定項目

前期 令和7年度～11年度	基本理念	基本目標 4項目	推進項目 15項目	各年度の事業計画 策定時に作成 ※活動指針の策定 項目としない
後期 令和12年度～16年度			推進項目 項目※後期策定時に検討	

1. 青森県の社会福祉の動向

県社協は、昭和26年に設立・法人認可を得て以来、地域福祉の推進や社会福祉施設・団体の連絡調整等を中心にして、地域の民間社会福祉活動の中核的役割を果たしてきました。この間、社会保障や社会福祉の仕組みは、2000年に従来の社会福祉事業法が社会福祉法に改正された社会福祉基礎構造改革をはじめ、各分野の法制度が時代の要請に応える形で改正・見直しが行われ、その時々々の生活課題・福祉課題に対応するため充実・発展してきました。

一方、私たちの青森県では、県内の総人口が、2023年2月に76年ぶりに120万人を下回り、この減少傾向は、今後も長期的に継続すると見込まれ、2040年までには、約90万人まで減少すると推計されており、労働力人口の減少とともに、地域を支える住民の減少が懸念されます。また、高齢者の人口は、日本全体より一足早く、2020年に、既にも高齢者数がピークに達し、高齢化率は2040年には40%台まで上昇すると推計されています。また、高齢者の単身世帯の割合の増加も見込まれ、2040年には65歳以上人口における独居率が20.1%まで上昇すると推計されており、独居・孤立問題の一層の深刻化が懸念されています。

このことは、更なる保健・医療・福祉ニーズの高まりが想定され、高齢者を支える人材が不足することが見込まれ、高齢者の生活の維持への影響が懸念されます。

また、少子化の進行は、コロナ禍を経て危機的な状況となっており、2022年に生まれた子どもの数は、5,985人で過去最少となるとともに、合計特殊出生率は1.24と低下傾向が続いており、社会全体で子どもや子育てを応援する機運の醸成や結婚から妊娠・出産・子育てまでの各段階のニーズに応じた支援体制の構築や充実をはかり、子育てするなら青森県を目指した環境づくりが急務となっています。

また、地域では、少子高齢化、核家族化の進行や個人のライフスタイルの変化、に伴い、住民同士の絆が希薄化することで、地域を支えてきた相互扶助的機能の脆弱化が進んでいます。ここ数年、生活保護世帯は2万3千世帯台で推移し、保護率も23%を超えて全国平均を上回っており、高齢者世帯がその6割を超え、その内9割が単身世帯となっており、経済的な面での生活困窮者や介護、就労、引きこもりなど様々な生活課題、福祉課題への対応が求められ、地域住民が安心して生活を送るための支援が急務となっています。

さらに、地球の温暖化や気候の変化に伴い、地震や台風、豪雨や豪雪等による大規模な災害が頻繁に発生しており、発災時やその後の復旧・復興が長期にわたることから、被災した住民の生活支援への対応も課題となっています。

2. 県社協の使命と活動

県社協は、設立から70年余りにわたり、社会福祉の目的である地域福祉の推進と福祉サービスの向上、住民や利用者の権利擁護、福祉人材の確保養成等を主な目的として様々な事業に取り組んできました。

その一例として、県内市町村社協や民生委員児童委員、関係機関・団体等と連携して取り

第2章 現状認識と県社協の役割

組んできた「地域福祉の推進に係る事業」や低所得者等への資金の貸付である「生活福祉資金貸付事業」、福祉サービス利用者の権利を擁護する「日常生活自立支援事業」や運営適正化委員会による「苦情解決事業」、県福祉人材センターによる「福祉人材の確保・養成に係る事業」、社会福祉施設の経営を支援する「社会福祉経営指導事業」等を実施してきました。

近年は、これらに加え、様々な理由で生活に困窮している住民を支援する「生活困窮者自立相談支援事業」や社会福祉法人の連携による社会貢献活動を進める「青森しあわせネットワーク事業」や居場所づくり、フードバンク活動などの社会福祉協議会が本質的に持つプラットフォーム機能を生かした活動、さらには、福祉人材の確保と県内の事業所への就労定着を目的とした「介護福祉士修学資金等貸付事業」等の貸付事業等を実施するなど、新たな課題に対応しているほか、災害時の被災者を支援する青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会へ参画し、災害福祉支援チーム（DWAT）のチーム員養成などを実施して、有事の対応に備えています。

このように、県社協では、福祉法制度の改革や変化する福祉ニーズに呼応し、地域が抱える福祉課題の変化等の動向を見据え、県民の福祉向上のために市町村社協をはじめとする福祉関係者と連携して、今後も必要な取組みを行っていきます。

プラットフォーム

プラットフォームは「皆が乗る台、舞台」の意味で、取り組むテーマや課題、共通の目的の遂行のため、多様な主体が自発的に対等な立場で参画し、柔軟につながる協働の在り方をいう。

DWAT

青森県災害福祉支援チーム DWAT（ディーワット／Disaster Welfare Assistance Team）
災害時における、長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重症化など二次被害防止のため、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉的支援を行う民間の福祉専門職で構成するチーム。チーム員は、県が実施する研修を受講した社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、ホームヘルパー、看護師、保育士などの福祉専門職で構成。

3. 県とのパートナーシップ

青森県においては、令和5年6月、20年ぶりに新たに宮下知事が就任し「青森新時代」への架け橋という青森県基本計画（2024年度～2028年度）が策定され、公私ともに意識を変えて、未来を切り拓く挑戦をして行こうと「AX（Aomori Transformation）～青森大変革～」を基本理念に掲げ、2040年のめざす姿「若者が、未来を自由に描き、実現できる社会」に向け、7つの政策テーマを掲げ、青森らしさを前面に、前向きに課題解決に取り組むことが期待されています。

その中で、本会は、地域住民の代表者や活動を行う者、福祉事業を営む者のほか行政関係機関が参画した組織であり、県域における行政と地域(市町村や県民等)の間で地域福祉を進める非営利組織であり、中間支援機能的な性格を持っており、下表のように青森県基本計画と本会が進める事業や取り組みは、密接な関係性を有しており、県行政とのパートナーシップを基盤に事業を展開しています。

また、本会は、県の委託・補助事業が事業全体に占める割合が高く、その動向に左右される現状においても、事業の成果や効果を前提に、相互の立ち場を理解し、県民ニーズに立脚した有機的な支援体制の構築が必要であり、職員間の相互の情報共有を一層深める必要があります。

青森県基本計画の7つの政策テーマと本会の取組

政策テーマ	本会の関連する取組や事業
1. しごと～所得向上と経済成長～	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の経営への支援 ・生産性向上、福祉施設のDX化支援 ・福祉・保育人材の魅力の発信
2. 健康～健康を支える医療環境の向上と共生社会の実現～	<ul style="list-style-type: none"> ・居場所づくりの普及 ・日常生活自立支援や成年後見の普及 ・福祉人材の確保・育成
3. こども～こどもの健やかな成長～	<ul style="list-style-type: none"> ・青森しあわせネットワーク活動 ・こども食堂活動の普及 ・福祉・保育の資格取得資金の貸付等
4. 環境～自然環境との調和とその活用～	<ul style="list-style-type: none"> ・フードバンク活動の普及 ・フードドライブ活動の普及 ・リユース活動の普及
5. 交流～国内外とつながる交流・物流の拡大～	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人材や受入施設へのサポート ・交通弱者への支援(買物、除雪等)
6. 地域社会～持続可能な地域社会の形成～	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村社協の活動支援 ・市民活動・ボランティアセンター ・地域生活定着支援センター ・生活困窮者自立相談支援事業
7. 社会資本～安全で利便性の高いインフラの整備～	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンターの運営 ・DWA Tメンバーの育成・登録

また、県が策定している青森県地域福祉支援計画では、「地域福祉の推進主体の充実」における課題に、地域住民はじめ、福祉サービス事業者、ボランティアや民間団体等の主体を支援し、主体間の適切な連携を確保し、持てる力を最大限発揮させる役割を担うものとして「民生委員・児童委員」、「市町村社会福祉協議会」、「県社会福祉協議会」の充実強化が不可欠であるとされています。

そのため、県社協は、市町村社会福祉協議会や民生委員・児童委員、社会福祉法人や各種団体などと連携し、地域福祉推進の中核的存在として県とのパートナーシップのもと、県域での地域福祉の推進に努めます。

青森県地域福祉支援計画における社会福祉協議会に期待される役割

各主体	期待される基本的な役割
市 町 村 社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村における地域福祉を推進する中核的団体として、地域住民はじめ市町村や関係団体との連携・協働により、福祉サービスを必要とする住民等に対して支援活動を行う重要な役割を担う。 ○地域福祉の推進主体として、地区社会福祉協議会の活性化、ボランティア団体・NPO法人等福祉に携わる人材の育成やコーディネート、住民相互のネットワークづくりに努める。 ○福祉教育の取組を進めるため、市町村・学校等と連携し、地域の福祉活動と一体となった活動に努める。 ○特に市町村とは的確な役割分担を図り、地域福祉推進の推進主体としての役割を積極的に果たしていく。
青 森 県 社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○県域レベルでの地域福祉を推進する中核団体として、社会福祉事業の適切な推進を図る重要な役割を担う。 ○社会福祉事業従事者の人材の確保や養成、社会福祉事業経営者に対する指導及び助言、福祉サービスの権利擁護等、広域的観点から質の高い利用しやすい福祉サービスの仕組みづくりに努める。 ○福祉教育の取組を進めるため、市町村社会福祉協議会等の取組の支援に努める。 ○市町村社会福祉協議会が地域福祉の推進に向けてその役割を十分に発揮できるよう、連絡調整や支援に努める。

基本理念の実現に向けた基本目標及び推進方策の各種事業を推進するにあたり、以下の共通視点をもって取り組みます。

1. 人口減少社会への対応

少子高齢化が進み、人口が減少する社会においては、社会の様々な側面に大きな影響を与え、これまで経験したことのない新たな課題が発生することが予想されます。

日本の人口減少は深刻な問題であり、今後も続くと予測されています。総務省のデータによると、2020年の日本の人口は約1億2,600万人でしたが、2065年には約8,800万人に減少すると予測されています。この減少は、出生率の低下と高齢化が主な原因です。

青森県の人口減少も深刻な問題です。1983年の152万9,269人をピークに減少傾向が続いており、2015年国勢調査では、130万8,265人と、前回調査と比較して6万5,074人、4.7%の減少となり、減少幅は過去最高のとなりました。

国立社会保障・人口問題研究所によると2045年の青森県の人口は、82万4千人と推計されています。内訳をみると、15～64歳の生産年齢人口は37万1千人、65歳以上の老年人口は38万5千人と推計されています。

(青森県／2020年3月 まち・ひと・しごと創生 青森県長期人口ビジョン 2020年改訂版)

本会の各事業の推進にあたっては、数年先を見越した社会の姿や新たな課題に目を向けながら、過不足なく滞りなく事業が推進されるよう、事業の制度設計、運営方法を精査しながら取り組みます。

【 人口減少社会が地域福祉の推進に及ぼす影響 】

○労働力の減少

あらゆる分野において人手不足となる中、福祉職の人材不足は深刻さを増していくことが予想されます。人口減少社会とは超高齢社会であり、福祉サービス提供体制に支障が生じることが懸念されます。

○経済への影響

生産年齢人口の減少は、経済成長の停滞に直結します。社会保障費の増額により働いても所得に繋がらない等、人々の生活にも余裕がない中、生活に困窮する方や、生活課題を抱える世帯への支援が求められます。一方、福祉事業の財源確保も厳しい状況においては、福祉サービスの維持や拡充が困難な状況になることが懸念されます。

○地域コミュニティの変化

人口減少社会は超高齢社会を伴うため、核家族化、高齢者世帯、単身世帯の増加により、孤立や支援が必要な人々の増加が考えられます。住民同士の支え合いや地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進することがますます重要になっていきます。

○事業参加者の減少

福祉事業の参加者が減少することで、既存の事業の存続が危惧されます。事業の効果や成果が低下し、継続が難しくなる場合も考えられます。

2. 事務の効率化とDXの推進

DX（デジタルトランスフォーメーション）は、デジタル技術を活用して、業務や

サービスを革新し、効率化や質の向上を図ることで。

人材不足や人件費高騰の折、従来のやり方ではこの先の事業継続が危ぶまれる中、DX を学び、新しい技術を活用することで、職員の負担を軽減し、より多くの時間を新たなサービスの創出やきめ細かい支援につなげ、安定した事業推進を図ります。

【DX推進の具体的な視点】

○業務効率化

デジタル技術を活用して、業務プロセスを自動化・効率化します。例えば、データのデジタル化や AI を活用した業務支援ツールの導入などが考えられます。

○サービスの質向上

デジタル技術を活用して、事業に関係する方々のサービスの質を向上させます。オンラインでの申請手続きやデータ分析による個別支援の強化などが挙げられます。

○情報共有と連携強化

関係機関や各事業に参画する方等、情報共有や連携を強化します。迅速な情報提供や情報収集等により、適切な対応が可能になります。

○人材育成

デジタル技術を活用できる人材の育成を推進します。これにより、DX を支える人材基盤を強化し、持続的な発展を目指します。

3. 持続可能でより良い世界を実現する国際目標 SDGs(エスディージーズ)の推進

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」は、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17のゴールと169のターゲットが示されています。

「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」というSDGsの理念は、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みにも共通しており、第三次活動指針の取り組みを通じて目標達成に貢献します。

【社会福祉の視点から見たSDGsの理念】

○誰一人取り残さない

- ・すべての人の尊厳と権利を尊重し、誰もが安心して暮らせる社会を実現すること。
- ・年齢、性別、障がい、文化背景など、様々な違いを持つ人々のニーズに合わせた支援を提供すること。
- ・就労、教育、医療など、社会生活のあらゆる場面で、誰もが平等に参加できる機会を保障すること。

○持続可能

- ・未来の世代のために、環境を守り、持続可能な社会システムを構築すること。
- ・地域の資源を最大限に活用し、持続可能な福祉サービスを提供すること。
- ・次世代を担う人材を育成し、社会福祉の持続的な発展を図ること。
- ・財源を確保し、安定した事業継続を図ること。

○多様性と包摂性

- ・異なる文化を持つ人々が共存し、相互理解を深める社会の実現。
- ・様々な価値観を持つ人々が、それぞれの人格を尊重し合い、共生できる社会の実現。

第3章 時代の進展に即した共通視点

- ・障がい者、**LGBTQ+**など、社会の少数派の人々に対する差別や偏見をなくし、すべてを包み込むような社会を実現すること

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



AI

- **Artificial** (アーティフィシャル) : 人工的な
- **Intelligence** (インテリジェンス) : 知能

日本語では「人工知能」と訳され、コンピュータに人間のような知的な作業をさせようとする技術の総称。

LGBTQ+

LGBTQ+は、セクシュアルマイノリティ（性的少数者）を代表する言葉で、様々な性のあり方を表しています。

L: Lesbian (レズビアン) : 女性を好きになる女性

G: Gay (ゲイ) : 男性を好きになる男性

B: Bisexual (バイセクシュアル) : 男性と女性、両方の性を好きになる人

T: Transgender (トランスジェンダー) : 生まれつきの性（身体の性）と心の性が一致しない人

Q: Queer (クィア) / **Questioning** (クエスチョニング) : これらのカテゴリーに当てはまらない、またはまだ自分の性を明確に定義できない人

そして「+」は、他にも様々なセクシュアリティやジェンダーアイデンティティが存在することを表しています。

1. 基本理念

『人や社会とのつながりを育み その人らしくいきいきと暮らせる地域社会』の実現

私たちは、「人や社会とのつながりを育み、その人らしくいきいきと暮らせる地域社会」の実現を基本理念に掲げ、地域社会の活性化に取り組んでいます。

地域共生社会の実現が掲げられる中、人や社会、あらゆるものつながりが大切であり、つながることで生まれる効果が期待できること、社会には多様な価値観があり、個々が尊重される中、その人なりの社会とのつながり方や貢献の仕方があり、それが実現されることで幸福感や生きがいを得られるような地域社会を実現したい。誰もが地域の中で孤立せず、互いに支え合い、それぞれの個性や能力を活かして生きがいを感じられる社会を築きたい、という思いを込めて基本理念としました。

2. 基本目標

基本理念である「人や社会とのつながりを育み その人らしくいきいきと暮らせる地域社会」を実現するため、次の4つの基本目標を掲げ、各種事業を展開します。

基本目標1 誰もがふくし(ふだんのくらしのしあわせ)を実感できる地域づくりの推進

一人ひとりが役割をもって、いきいきと暮らすための仕組みづくりや、多様な関係者との連携・協働により、支え合える福祉社会を推進します。

平成30年4月、改正社会福祉法が施行され、国において「地域共生社会」の実現に向けた法整備が進められました。地域共生社会は、福祉施策が担う「支え・支えられる関係が循環し、誰もが役割と生きがいを持つ地域社会の醸成」だけでなく、社会・経済活動の基盤としての地域での「人と資源が循環し、地域社会の持続的発展の実現」の視点も重要であり、地域での暮らしを構成する幅広い関係者による“参加と協働”が求められる取組といえます。

近年は、人口減少社会における少子高齢化、家族形態の変容によるつながりの希薄化、経済格差、長期化したコロナ禍での生活習慣の変化、頻発する自然災害等、様々な課題に直面しており、人々の暮らしは多くの影響を受けています。

県社協では、従来から地域において大きな役割を担ってきた市町村社協、民生委員・児童委員が地域福祉のけん引役として活躍できるよう、研修会や活動支援を行い、積極的な連携を図っていきます。また、社会福祉法人、ボランティア、NPO、企業や自治体等、地域の多様な主体とのつながりを大切に、一人ひとりがしあわせを実感

できる地域づくりに向け、制度の狭間への対応や仕組みづくりに積極的に柔軟に取り組みます。

基本目標2 その人らしい暮らしを支える相談支援の展開

各事業の相談機能を活かし、安心・安全な暮らしを支えます。

低所得者への貸付事業や権利擁護、矯正施設退所者への支援等、県社協が実施する各種相談事業について、支援が必要な方々により良い支援を提供できるよう、適切に対応していきます。利用者の状況や意向を尊重し、利用者本位の相談援助機能が発揮されるよう、関係する職員の資質向上・研鑽に努めます。また、各事業が効果的に進められるよう、時代に即した運営や制度の見直しの視点を持ちながら、利用者本位の事業を推進します。

基本目標3 福祉を担う人材の確保と定着支援

福祉の現場を支える人材の確保と定着支援を進めるとともに、経営者や職員を支援します。

少子・高齢化の進行により、福祉サービスの需要拡大・多様化が見込まれる中、利用者本位の質の高い福祉サービスが求められ、福祉人材の養成・確保支援は極めて重要です。労働力人口の減少が見込まれる中、他の産業においても人手不足が深刻な状況にあります。特に福祉・介護現場では深刻化しています。

県社協が運営する福祉人材の無料職業紹介所としての利点を生かし、より一層の利用促進を図るとともに、福祉従事者の資質向上を支援するための各種研修事業の実施、福祉業界の魅力発信に取り組みます。

また、働きやすい職場、定着できる職場づくりに向け、事業所への訪問、介護テクノロジーの導入、各種評価事業や福利厚生の上昇等、経営を支援する面からも、県内の福祉サービスが安定的に提供できる環境を目指します。

基本目標4 組織基盤の強化

青森県社協の適正な運営と県域の福祉を推進する組織としての機能を発揮します。

市町村社協や民生委員・児童委員、ボランティア、社会福祉法人、関係行政機関や団体など幅広い分野からの参加・協力を得ながら、法人運営を展開していきます。地域福祉推進に向けた広域の協議体としての機能を発揮できるよう、効果的な情報発信や調査研究・提言活動を行い、県内の福祉の向上を目指します。

高い公益性、非営利性を担保するため、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の確保、財務規律の強化を図り、信頼される組織体制づくりに努めていきます。

また、職員一人ひとりの専門性を高め、働きやすさとやりがいを感じられる職場づ

くりを進めます。

3. 推進項目(15項目)

基本理念及び4つの基本目標を達成するため、基本目標毎に推進項目を設定し、各種事業を推進します。

基本目標1 誰もがふくし(ふだんのくらしのしあわせ)を実感できる地域づくりの推進

- 推進項目1 地域の支え合いを支援する活動の推進
- 推進項目2 大規模災害に備えた支援体制づくり
- 推進項目3 民生委員・児童委員活動との連携・協働
- 推進項目4 生活困窮者等の社会参加とつながり支援
- 推進項目5 協働で社会的課題を解決
- 推進項目6 福祉関係団体との連携と支援

基本目標2 その人らしい暮らしを支える相談支援の展開

- 推進項目1 低所得者等に対する資金の貸付と支援
- 推進項目2 矯正施設退所者等の社会復帰支援
- 推進項目3 権利擁護活動の推進
- 推進項目4 運営適正化委員会事業の推進

基本目標3 福祉を担う人材の確保と定着支援

- 推進項目1 福祉・保育人材の確保・育成・定着支援
- 推進項目2 生産性向上に向けた取り組み
- 推進項目3 社会福祉事業の経営支援

基本目標4 組織基盤の強化

- 推進項目1 適正な法人運営の推進
- 推進項目2 民間性を発揮した活動の推進

基本目標1 誰もがふくし(ふだんの 暮らしの しあわせ)を実感できる地域づくりの推進

推進項目1 地域の支え合いを支援する活動の推進

【現状と課題】

- ①急激に進展する少子高齢化や人口減少とともに、地域における家族形態の変容や住民のライフスタイルが多様化し、**地域(地縁)・家庭(血縁)・職場(社縁)**という人々の生活領域におけるつながりや支え合いの基盤が脆弱化してきているほか、社会経済の担い手の減少、孤独・孤立への対策が課題となっています。
- ②このような中、国においては「**地域共生社会**」の実現を掲げ、包括的相談支援、参加支援、地域づくりを推進し、人と人とのつながりや関係性を再構築することにより、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指しています。
- ③地域共生社会づくりや生活困窮者自立支援制度、介護保険制度(**生活支援体制整備事業**)などの各種事業においても、地域の支え合い活動やボランティア活動が位置付けられており、地域福祉の施策化が進む中で制度の側からも住民の主体的な取り組みやボランティア・NPOの活動に期待する動きが強まっています。
- ④地域福祉の中核的な機能を果たしうる社会福祉協議会は「地域共生社会」の実現に向けて、地域福祉に関連する様々な施策をどのように地域福祉の推進に活かしていくのか、住民や地域の関係者とともに対話と協議を重ね、地域の実情に応じた取り組みを進めていくなど、協議体としての機能を地域福祉に活かしていくことが求められています。

【目指すべき方向性】

- 市町村社会福祉協議会への支援と協働
市町村社協の今日的な課題に対応した事業の開発・実施に向けて、助成事業を実施するほか、市町村社協連絡会と連携し、地域福祉推進や市町村社協の経営基盤強化に向けた調査研究や研修事業等を実施します。
- 誰もが生きがいと役割を持って暮らせる地域づくりの推進
「誰かの役に立ちたい」という気持ちを支援する**青森県善意銀行**の運営や「暮らしやすい地域づくり」の推進に向けて、**生活支援コーディネーター**の活動支援や**福祉教育**の推進に取り組みます。
- 孤独・孤立を防ぐ、つながりづくりへの支援
市町村社協との連携・協働による小地域福祉活動を推進し、高齢者や障がい者等の孤独・孤立を生み出さない住民主体の地域づくりに取り組みます。

【主な実施事業】

- ・市町村社協連絡会の運営支援
- ・市町村社協役職員階層別研修
- ・県ボランティア・市民活動センターの運営
- ・地域の福祉力を高める福祉教育の推進
- ・生活支援コーディネーターの養成や支援
- ・福祉安心電話サービス事業の運営

地域（地縁）・家庭（血縁）・職場（社縁）

地縁：住む土地に基づく縁故関係であり、近隣の住民との間で相互扶助などを通じて形成される地域コミュニティ。主なものに町内会、自治会等がある。

血縁：血のつながりがある関係。血すじ。また、血のつながっている親族。

社縁：会社の中での人間関係。また、会社を基礎とする社会的なつながり。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会として、政府は福祉改革のコンセプトに「地域共生社会」の実現を掲げている。

生活支援体制整備事業

単身や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加に伴って、住民に身近な存在である市町村が中心となり、高齢者の多様な日常生活を支える仕組みを充実させること、生きがいや介護予防につながる社会参加の機会を確保することを一体的に推進する事業。平成27年の介護保険法改正により創設された。

青森県善意銀行

住民の善意（労力・技術・金銭・物品等）を必要な人や団体に結びつける仕組み。青森県では県社協が1963年から運営。

生活支援コーディネーター

「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、高齢者と地域の「橋渡し役」として活躍。地域のニーズの把握や新たな資源の発見・開発、関係機関のネットワークづくりを主たる役割としている。

福祉教育

地域に暮らす全世代を対象とし、地域との関わりを通してどのような福祉的課題があるかを気づき、その課題を解決する方法を考え、解決のために行動する力を養うことで、ともに生きる力を育むための学び。

推進項目2 大規模災害に備えた支援体制づくり

【現状と課題】

- ① 平成23年の東日本大震災以降、令和6年は能登半島地震、秋田県・山形県大雨災害など、近年、大規模な自然災害が多発しており、本県においても令和3年8月は下北地域、令和4年8月は津軽地域で大雨災害が発生、各市町村社協に災害ボランティアセンターを設置し、被災者支援にあたりました。
- ② また、県社協は災害支援に係る協定について、40市町村社協や北海道・東北ブロック道県社協、各関係団体と締結しているほか、令和5年度には県内6圏域に災害ボランティア活動資機材ストックヤードを設置し、災害支援体制の整備に取り組んできました。今後、県内外で大規模災害が発生した際は、市町村社協やブロック道県社協、全社協を含む関係機関との連携・協働により応援職員の派遣等の運営支援等を行いますが、大規模災害が多発する中、マンパワーの不足も課題となっています。
- ③ 認知症高齢者や要介護者、障がい者や妊産婦等、**災害時要配慮者**に対する緊急的な福祉的支援とそれを支える福祉関係機関・団体による「青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」が平成28年に設置され、県社協は「青森県災害福祉支援チーム(DWAT)」の研修、調整等を担っており、令和5年度末でチーム員137人が登録しており、これまで平成30年岡山県、令和6年石川県に派遣しました。全国的にDWATへの関心が高まっている一方、派遣する機会が少なく、チーム員の実践力向上やモチベーション維持のための取り組みが課題となっています。
- ④ 全社協では「災害福祉支援センター構想」を示し、被災者に対する復興期に合わせた福祉的支援を適切に展開できるよう、災害ボランティアセンター・DWAT活動・災害ケースマネジメントへの取り組みを進めることとしており、平時から災害発生時を見すえた準備を行うことが求められています。

【目指すべき方向性】

- 災害ボランティア支援
 - 災害ボランティアセンター**の運営主体となる市町村社協をはじめ、NPO、ボランティア団体、民間企業等の関係機関が連携・協働できる体制の構築に向けて研修会を開催するほか、センターの中核となる運営支援者の育成・確保を進めます。
- 災害時要配慮者支援活動の推進
 - 大規模災害発生時、被災地において要配慮者の支援活動を行うために派遣される青森 DWAT チーム員の養成・スキルアップ・モチベーションの維持に向けた研修を実施するほか、チーム員の登録管理や社会福祉法人等の関係機関・団体等とのネットワークづくりを進めます。
- 災害福祉支援センターの研究・検討
 - 平時から災害発生時の見すえた準備を進めるため、行政・社協・医療、福祉関係者、民間企業と連携し、災害福祉支援センターの研究と設置検討を進めます。

【主な実施事業】

- ・災害ボランティアセンター運営支援者研修
- ・青森 DWAT チーム員の各種研修事業
- ・被災者支援体制強化事業
- ・災害福祉支援センター研究検討会の設置

災害時要配慮者

災害の危険から身を守ることに何らかの困難を抱え、周囲の支援が必要になる人たち。高齢者や障がい者、病気を抱えている人、乳幼児、言葉や地理に詳しくない外国人など。

DWAT

青森県災害福祉支援チーム DWAT (ディーワット/Disaster Welfare Assistance Team)

災害時における、長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重症化など二次被害防止のため、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉的支援を行う民間の福祉専門職で構成するチーム。チーム員は、県が実施する研修を受講した社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、ホームヘルパー、看護師、保育士、生活相談員、指導員などの福祉専門職で構成。

災害ボランティアセンター

災害時に設置される被災地でのボランティア活動を円滑に進めるための拠点。一般的には被災した地域の社会福祉協議会が担うことが多い。活動内容は、被災地のニーズ把握、ボランティアの受入・人数調整、資機材の貸し出し、ボランティア活動の実施、報告・振り返りなど。

推進項目3 民生委員・児童委員活動との連携・協働

【現状と課題】

- ① 県社協は、民間福祉活動を推進するうえで車の両輪と言われている青森県民生委員児童委員協議会（以下「県民児協」という。）の事務を受託し、県内の民生委員・児童委員の資質向上のための研修会をはじめ、民生委員・児童委員活動の活性化を図るための取り組みを支援してきました。
- ② 近年の地域社会では、住民が抱える課題が複雑・多様化しており、住民のもっとも身近な相談相手である民生委員・児童委員が担う役割が重要であることから、今後、民生委員・児童委員の資質向上をより一層図るとともに、民生委員・児童委員が対応している住民の地域生活課題を共有し、円滑な活動が展開できる環境づくりに努めていく必要があります。
- ③ 地域福祉を推進するにあたっては、社協が実施している各種事業と民生委員・児童委員との連携・協働は不可欠であります。地域における家族形態の変容や住民のライフスタイルが多様化、人口減少などを背景に、地域活動を担う人材不足という課題も顕在化しています。令和4年度一斉改選における本県の民生委員充足率は90.9%と全国平均94.5%に比べると低くなっており、民生委員・児童委員がやりがいを感じ、活動しやすい環境づくりが重要となっています。

【目指すべき方向性】

- 階層別研修による民生委員・児童委員の資質向上
 県民児協事務局の受託により、県民児協の運営支援を行うとともに、民生委員・児童委員の資質向上を図るため「単位民児協会長研修会」「中堅民生委員児童委員研修会」「新任民生委員児童委員研修会」を効果的に実施します。
- 民生委員が活動しやすい環境づくり
 全国社会福祉協議会が実施している互助・共励を基盤とした助成事業等により、民生委員・児童委員活動の充実を図る等、民生委員・児童委員が活動しやすい環境を整えることで、各市町村民児協において、地域福祉活動の推進に向けた具体的な事業に取り組めるように支援していきます。

【主な実施事業】

- ・階層別研修会の開催（単位会長、中堅、新任）
- ・相談技法研修会の開催
- ・弔慰・見舞い又は退任慰労の事務（全国互助事業）

推進項目4 生活困窮者等の社会参加とつながり支援

【現状と課題】

本県においても、生活保護世帯の増加、非正規雇用労働者などの経済的困窮に至るリスクの高い層や失業者が増加しており、生活困窮者の多くは経済的理由のみならず、病気・障がい・債務・住まい・ひきこもりなど、複雑化・複合的な課題を抱えています。

また、人口減少や少子高齢化等が進み、家族の扶助機能の低下や地域におけるつながりの希薄化から、社会的に孤立し、誰にも頼ることができず、自らや世帯の力では解決できない方や、生きづらさを抱えている方も多くなってきています。

そのため、単独の相談窓口では複合課題や制度の狭間のニーズを解決することが難しいことから、福祉分野に限らず、医療・住まい・就労・教育・孤立などのあらゆる生活課題を包括的に把握し、地域住民・団体・支援機関・行政などと協働して課題解決や地域づくりをしていくことが求められています。

本会では、東地域・中南地域・西北地域・上北地域・下北地域の5箇所の「生活困窮者自立相談支援事業」及び「被保護者・生活困窮者就労準備支援事業」を県から受託しており、自立相談窓口を設置して、23町村の住民からの相談対応、就労支援等を展開しているほか、対象者の掘り起こしや支援体制の強化を図ることを目的とした推進会議や人材養成研修の開催、広報・啓発活動等に取り組んでいます。

また、東地域4町村及び中南地域5町村では、重層的支援体制整備事業における「多機関協働事業等」を受託し、住民や関係機関からの属性を問わない総合相談や支援のコーディネートに対応するほか、関係機関と協働した孤立状態に対するつながり支援や社会参加支援、地域づくりを自立相談支援事業と一体的に展開しています。

さらには、各市町村において、重層的支援体制づくりが広がるよう、自治体向けセミナーの開催や個別支援を実施しています。

【目指すべき方向性】

○包括的な相談対応と生活困窮者の自立に向けた支援

相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、生活困窮者の意欲や思いに寄り添いながら、経済的な自立のほか、日常生活や社会生活など本人の状態に応じた自立を支援していきます。

○情報・相談・支援がつながるための住民、専門職、支援機関同士の連携強化

複合・複雑化した課題を抱えている方、支援が届きにくい方へ支援を届けるため、対象者の早期発見や見守りを含めた、住民やあらゆる機関との支援体制づくりを連携して進めていきます。

○孤立や生きづらさを抱える方へのつながり支援と地域の基盤づくり

生活困窮者支援を通じて、対象者の就労の機会や社会参加できる場を地域で広げていくとともに、住民同士で相互に支え合えるつながりづくりを目指します。

○県域における支援

県内の生活困窮者自立支援制度従事者等の資質向上のための研修や、支援関係者間のネットワーク構築、市町村が整備する包括的な支援体制づくりの後方支援や拡大に取り組んでいきます。

【主な実施事業】

- ・生活困窮者自立相談支援事業

基本目標1 誰もがふくし(ふだんの 暮らしの しあわせ)を実感できる地域づくりの推進

- ・被保護者・生活困窮者就労準備支援事業
- ・生活困窮者自立支援制度従事者養成研修事業
- ・多機関協働事業等（多機関協働事業、アウトリーチによる継続的支援事業、参加支援事業）
- ・重層的支援体制整備支援事業

生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者からの相談を受け、

- ①生活困窮者が抱えている課題を評価・分析（アセスメント）、そのニーズを把握
 - ②ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
 - ③自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施
- 等の業務を行う。

被保護者・生活困窮者就労準備支援事業

社会との関わりに不安がある、他の人とうまくコミュニケーションが取れない等、直ちに就労が困難な方を対象に、「日常生活自立」「社会生活自立」「就労自立」の3つの自立を基本に、一般就労に向けた基礎能力を養いながら、就労に向けた支援や就労の機会を提供する。

重層的支援体制整備事業

市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような“複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施

多機関協働事業等

複合的な課題を抱え、課題の解きほぐしが求められる事例等に対して、支援関係機関が抱える課題をアセスメントし、各々の役割分担や支援の方向性を整理し、ケース全体の調整機能を果たす「支援者を支援する」役割を担う。

推進項目 5 協働で社会的課題を解決

【現状と課題】

生活の困りごとや生きづらさなど、さまざまな社会的課題に対して、公的な制度は拡充してきましたが、申請主義の手続き、即応性や柔軟性に問題があり、相談や支援には結びつかない状況にあります。

社会福祉法人が連携して行う活動「**青森しあわせネットワーク**」では、青森県内の1909世帯の40,811,537円分の現物給付による食料支援等を行っており、生活にお困りの方に緊急一時的な支援を行い、生活再建に向けた具体的な支援を行っています。(2017年～)

誰もが集える「**居場所**づくり」を青森県内に広める支援活動では、居場所やこども食堂を開設したいさまざまな主体へスタートアップの助成を行っているほか、運営などに関する相談を毎日受付、運営者同士の情報交換や研修会など、活動を継続するための支援を行っています。(2018年～)

「**あおもりフードバンク**」では、無償で寄付品を受入れ、困窮者支援団体、こども食堂などの運営者、食品配布活動「こども宅食おすそわけ便」、社会福祉施設などに年間40トンの食品等をお渡ししています。(2023年実績)

ホームレス等の方の住まいの確保をする「**居住支援**」活動では、物件の紹介や不動産会社の同行のほか、必要に応じて保証人になって住まいの確保を支援しており、年間200件の相談に応じ、100人を超える人の保証人を引き受けています。(2018年～)

【目指すべき方向性】

- 多種多様な主体が、具体的な行動を通して、地域の課題解決を実現する活動を支援します。
- 地域で活動する人と人をつなげ、たくさんの情報をわかりやすく届けます。
- 多種多様な主体の具体的な行動につなげるために、どんな相談にも私たちが実際に行動して実現に向けて支援します。

【主な実施事業】

- ・青森しあわせネットワーク
- ・「みんなの居場所」支援・あおもりこどもの居場所ネットワーク
- ・あおもりフードバンク
- ・居住支援法人の活動

青森しあわせネットワーク

複数の社会福祉法人が連携して制度の狭間の課題解決を図る活動で2017年から実施。青森県内の123法人が参画し、現物給付で即応する経済的援助を中心的活動として、社会福祉施設での社会参加活動を体験するワークサポートなどを実施。

居場所

物理的に居るところ、存在する場所であるが、家庭でもなく、学校や職場でもない第

三の居場所の活動が注目されている。本会では、公的な制度上ではなく、営利を目的としていない食を通じた定期的に集まる活動を「みんなの居場所」として登録、支援している。

フードバンク

フードバンクとは、安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈していただき、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動。（全国フードバンク推進協議会）

居住支援

住宅の確保が難しい方に対し入居の支援を行う活動。国土交通省では低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育する者などを住宅確保要配慮者と定義し、家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人を居住支援法人として都道府県に指定させており、本会も青森県指定第1号の居住支援法人として活動している。

推進項目 6 福祉関係団体との連携と支援

【現状と課題】

県社協では県域の8つの社会福祉団体の事務を受託し、活動を支援しています。

現場の声をより良い福祉活動につなげるべく、任意団体ではありますが試行錯誤しながら様々な活動を展開しています。しかし、いずれの団体も事務を進める人員や必要経費の確保が困難であり、各々に事務局を設置して活動することは難しい状況です。

県社協は、適正な事務受託費や事務経費の検討、事務執行体制の整備・維持等の課題はありますが、各団体の独自性・自主性を尊重しながら、事務局として活動を支援しています。

また、近年の福祉ニーズは、困窮や孤独、孤立を背景にした複合的なものに変化してきており、それらのニーズの解決に向けたソーシャルアクションなど、一つの団体だけではなく、関係団体が連携・協働して対応することが重要となっています。

【目指すべき方向性】

○県域での福祉関係団体の支援

広域的な取り組みを支援する県社協として、8つの社会福祉団体の事務受託をしていることは高齢・障がい・児童、全ての分野の課題を知り得る機会となります。よって、各団体が独自性を発揮した運営ができるよう引き続き事務局を担っていくとともに、行政への提言機能の支援や県社協事業への参画促進など、より連携・協働した取り組みを進めていきます。

○関係機関・団体等との連携・協働の推進

事務受託している8団体の他にも、多くの種別協議会や職能団体が各々の目的達成のため活動しています。県社協は公益性や公共性の高い団体であるということを意識し、各種会議等に積極的に参画していくほか、県社協が実施している各種事業においても引き続き連携・協働を図りながら、県内の福祉課題の解決に努めます。

【主な実施事業】

○福祉関係団体の事務受託

- ・青森県民生委員児童委員協議会
- ・青森県社会福祉法人経営者協議会
- ・青森県地域包括・在宅介護支援センター協議会
- ・青森県児童館連絡協議会
- ・青森県里親連合会
- ・青森県ホームヘルパー連絡協議会
- ・青森県市町村社会福祉協議会連絡会
- ・青森県知的障害者福祉協会

○関係機関、団体等が主催する会議・委員会等への参画

ソーシャルアクション

社会福祉制度の創設や制度運営の改善を目指し、世論に働きかける活動

基本目標2 その人らしい暮らしを支える相談支援の展開

推進項目1 低所得者等に対する資金の貸付けと支援

【現状と課題】

- ① 生活福祉資金は、昭和30年に世帯更生資金として制度化されて以来、地域における低所得世帯等の一時的な資金不足や生活困窮状態を解消するための支援策として、市町村社協と民生委員の協力により現在まで運営されています。
- ② 令和2年3月25日から令和4年9月30日までの約2年半の間では、新型コロナウイルス感染拡大の影響で減収や失業した世帯を対象に「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付」（以下「コロナ特例貸付」という。）を実施しました。全国で382万件貸付決定し、1兆4,431億円の貸付が行われ、青森県でも約9千件、31億4千万円の貸付が行われ、過去に例を見ない規模の貸付となりました。

また、コロナ特例貸付は、コロナ禍以前から困窮のおそれがあった人や脆弱な生活基盤のもとに暮らしていた人がいかに多く存在していたかを浮き彫りにし、これまで福祉に関わることがなかった世代、属性にあった人々を社協につなげ、社協を知るきっかけにもなりました。

令和5年1月からコロナ特例貸付の償還が始まり、社協としては約10年間にわたる債権管理と借受世帯への生活再建を図るフォローアップ支援が進められることとなります。フォローアップ支援では償還免除や償還猶予となった世帯、償還が困難で滞納している世帯、未応答の世帯など、個々の状況に応じた支援が重要で、社協の積極的な関わりが求められています。

- ③ 本貸付制度は低所得者、障がい者、高齢者を貸付対象としていますが、コロナ特例貸付を含め、困難かつ複合的な課題を抱える相談者が増える中で、相談業務を担当する職員には適切な支援を行う相談対応能力が必要不可欠であり、それを高めていく支援が必要です。

また、借受世帯への総合的な支援を進めるため、生活困窮者自立相談支援機関や家計改善支援機関と密接に連携・協働していくほか、民生委員・児童委員や福祉事務所、ハローワークや教育機関等とも連携を図り、情報を共有しながら、世帯の自立に効果的な貸付制度として活用されることが求められています。

【目指すべき方向性】

- 生活福祉資金貸付事業の適切な運営

資金の貸付を必要とする世帯に対し、世帯状況や用途内容に応じて各種資金の貸付を行い、自立の支援を図るとともに、世帯の自立が促進されるよう、市町村社協をはじめ生活困窮者への相談支援機関や民生委員・児童委員、関係機関等との連携を強化し、効果的な貸付となるよう取り組みます。

- コロナ特例貸付の債権管理と効果的なフォローアップ支援の実施

償還金の管理はもちろんのこと、償還免除や償還猶予、償還困難世帯への支援を関係機関と連携のうえ積極的に進めるほか、未応答世帯への対策を検討しつつ、借受世帯と地域社会とのつながりを支援します。

【主な実施事業】

- ・貸付相談、申込への対応

- ・市町村社協等事務担当者研修会の開催
- ・コロナ特例貸付の債権管理とフォローアップ支援
- ・生活福祉資金貸付制度の周知

推進項目2 矯正施設退所者等の社会復帰支援

【現状と課題】

- 平成23年度のセンター開設以来、高齢または障がいにより福祉的支援を必要とする**被疑者・被告人、矯正施設**退所者（以下「支援対象者」という。）の支援件数は、令和6年3月現在、258件にのぼります。支援対象者の多くは、身元引受人がいないため釈放後の住居を確保することができず、また、日常生活において相談できる相手がいななど、釈放後の生活に大きな不安を抱えています。
- これまでの支援対象者の生活状況に共通することとしては、医療や福祉などの支援につながっていないこと、単身世帯で生活に困窮していること、飲酒やギャンブル等への依存により金銭を浪費していることなどが挙げられます。支援対象者は社会的に孤立している場合が多く、頼れる人がいないため自身の抱える不安や悩み、生活課題の解決方法を知らず、結果として犯罪に至る傾向が見られます。

【目指すべき方向性】

- 関係機関・団体等との連携・協働
保健・医療・福祉、居住支援分野等に対するセンター事業への理解と協力を図り、支援にかかわる様々な分野の社会資源と繋がり協働することで、支援体制の整備や連携の強化により事業を円滑かつ効果的に推進します。
- 社会資源の開拓・支援ネットワークの創出
支援対象者が自身の将来に希望を持ち、地域において安心して生活を送るためには、生活の基盤となる住居の確保や生活保護や年金の受給による経済的基盤の安定を図ることが重要と考えます。また、支援対象者の心身及び生活状況等に応じて保健医療・福祉・司法等との連携を効果的に進めていくために地域にある様々な社会資源の把握に努め、新たな支援ネットワークを創出します。

【主な実施事業】

- ・コーディネート業務（受け入れ施設等の斡旋、福祉サービス等の申請支援等）
- ・フォローアップ業務（矯正施設等退所後の本人及び受け入れ施設等に対する助言等）
- ・被疑者等支援業務（受け入れ施設等の斡旋、福祉サービス等の申請支援等）
- ・相談支援業務（関係機関・団体等から寄せられる相談の対応）
- ・コーディネート業務、フォローアップ業務、被疑者等支援業務、相談支援業務を円滑かつ効果的に実施するための活動（総合調整会議、特別調整等に係る関係機関担当者会議、被疑者等支援ネットワーク会議等）
- ・事業の普及・啓発のための活動（地域生活定着支援検討会、司法福祉専門職研修、事業所巡回開拓等）

被疑者

警察等の捜査機関から疑いをかけられて捜査の対象となっている人で、いまだ起訴されていない者

被告人

捜査機関によって犯罪の疑いをかけられ、検察官から起訴された起訴された人

矯正施設

犯罪を行った者や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇を行う施設。刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称。

推進項目3 権利擁護活動の推進

【現状と課題】

① 判断能力が低下した方への権利擁護の推進

日常生活自立支援事業は認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方が、日常生活を営む上で必要な福祉サービスを利用し、地域で安心した生活が送れるよう**基幹的社協**との連携・協働により、福祉サービスの利用支援とそれに関わる日常的な金銭管理、書類等の預かり等の支援を行ってきました。現在、13ヶ所の市町村社協が基幹的社協として業務を担っており、住民の身近な地域で本事業の相談を受け付ける体制となっています。

その一方で、基幹的社協等では契約手続き業務のほか、利用者からの相談対応や臨時的支援、対応困難者への支援等により専門員の業務が過重になっていることや、**生活支援員**の担い手不足の課題もあります。利用者数は、全国的に横ばいとなっていますが、認知症高齢者の増加や障がい者の地域移行の進展による利用者の増加、更には利用者の単身化や家族関係の希薄化により、身寄りのない人の金銭管理等の支援がさらに増大することが予測されており、今後の実施体制の在り方の検討が必要です。

また、利用者の中には徐々に判断能力の低下が認められ、**成年後見制度**が望ましい方もいるため、スムーズな移行支援にも取り組むことが必要です。

成年後見制度利用の促進に関する法律に基づく第二期成年後見制度利用促進基本計画でも、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけた上で、成年後見制度の利用を必要とする人が適切に本事業等から移行できるよう実施体制の強化を行うなど、総合的な権利擁護支援策の充実を図ることを目指しています。

② 障がい者虐待防止に向けた支援

障がい者の権利擁護や虐待防止に関しては、昨今、障害者虐待防止法（平成23年）、障害者差別解消法（平成25年）、障害者雇用促進法の改正（平成25年）等の法整備がされています。

しかしながら、全国的にも障がい者虐待の報道が絶えないなか、「虐待防止」については、障がい者をもつ全ての人の個人の尊厳と意思が尊重されるために目を背けてはならない問題です。

障がい者施設・事業所等での虐待をなくすためには、関係者の意識改革と虐待につながりかねない不適切なケアの見直し、外部の評価等でのサービス点検等を含む施設体制づくりの一層の強化と福祉サービス事業者や従事者のみならず、当事者や広く一般県民に対しても虐待防止や権利擁護についての啓蒙と啓発が必要です。

本会では、平成24年10月に県から委託を受け「青森県社会福祉協議会障がい者権利擁護センター」を設置しており、当事者や養護者及び施設、事業者の関係者等からの虐待の届出、通報及び相談に応じています。本会で受けた通報及び相談件数は、令和2年35件、令和5年62件であり、1.8倍の比較増加となっています。そのうち本人等からの申出で管轄の行政機関等へ通告したのは3割程度であり、それ以外は悩み事、困りごとなどの相談事案として、傾聴や助言等を行うケースとなっています。

通報、相談件数が増える中、今後も、通報を受けて虐待対応を行う市町村窓口担当者や、サービス提供事業所の管理者、従事者等を対象に虐待の防止と人権意識を育み専門的な知識、技術を高めるための研修会を継続して実施していく必要があります。

第5章 推進項目

基本目標2 その人らしい暮らしを支える相談支援の展開

【目指すべき方向性】

- 青森県地域福祉権利擁護センター（あっぷるハート）の運営
今後も、本会と基幹的社協及び市町村社協との連携・協働により事業を推進するため体制整備を図ります。また、専門員業務のDX化や適切な成年後見制度への移行手続き等の検討、利用者の預かり書類等の現物調査を実施するなど、事業の適正な運営に努めます。
- 専門員等の資質向上および事業の普及、啓発への取り組み
本事業を支える専門員、生活支援員、市町村社協担当者等の資質向上を図るための研修会の実施と本事業や成年後見制度をはじめ権利擁護に関して広く地域住民に理解されるよう広報啓発活動を行います。
- 障がい者権利擁護センター事業の実施
虐待に関する相談、通報、情報提供等については、行政や関係機関・各団体との連携を密にしながら対応するとともに、広く県民に対して「虐待防止」や障がい者の権利擁護について広報啓発活動を継続していきます。
- 障がい者虐待防止・権利擁護研修会の開催
国が提示した標準的カリキュラムに沿って市町村窓口担当（市町村障害者虐待防止センター）や障がい者施設・事業所の役職員向けの研修や養護学校や広く一般県民に対して虐待の防止と権利擁護、意思決定支援等について理解を深めるための講師派遣を行います。
また、研修会の運営、指導を担う専門性の高い指導者を養成するために、計画的に国の研修機関への講師派遣を行います。

【主な実施事業】

- ・基幹的社協等への業務委託
- ・基幹的社協連絡会議の開催、関係機関連絡会議の開催
- ・専門員、生活支援員等研修会の開催
- ・後見等監督業務の実施、成年後見事業研修会の開催
- ・障がい者、養護者等からの相談対応
- ・県、市町村担当部署との連携調整および助言
- ・障がい者虐待防止のための普及啓発（講師派遣、ポスター、パンフレット等作成配布）
- ・障がい者虐待防止権利擁護研修会の開催
（自治体向け（虐待防止センター等）の職員向け研修、施設・事業所の管理者及び虐待防止責任者向け研修）

日常生活自立支援事業

社会福祉法第81条に規定されている福祉サービス利用援助事業。
認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送れるよう、社会福祉協議会が利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の支援を行う事業。

基幹的社協

日常生活自立支援事業において、相談や申請を受付け、契約までの手続き、契約の締結、支援計画による援助等の業務を委託された社会福祉協議会。

生活支援員

基幹的社協等の専門員が作成した「支援計画」に基づき、福祉サービスの利用援助や各種利用料の支払い代行、その他サービスの提供を行う。

成年後見制度

民法に基づき、知的障がい・精神障がい・認知症などにより判断能力が低下した方を保護し、支援する制度。成年後見人等が本人に代わって日常の契約行為や財産管理を行うことで本人の生活を支援する。

成年後見制度利用の促進に関する法律

成年後見制度の利用促進について基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律。

推進項目4 運営適正化委員会事業の推進

【現状と課題】

- ① **運営適正化委員会**は、社会福祉法の施行に基づき平成12年度に県社協へ設置され利用者保護の仕組みとして、利用者の権利擁護に関わる「福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の運営監視」と「苦情解決事業」の適正な運営を確保するため、委員会・部会の運営、苦情・相談対応、法人・事業所に対する普及啓発及び体制整備への支援等、各種事業を実施しています。
- ② **福祉サービス利用援助事業**の運営監視については、利用対象者が判断能力の不十分な方々であるため、公正・中立な視点で、利用者への適切なサービス提供状況等を調査確認し、権利擁護の観点で支援が提供されているかの把握に努め、必要があれば助言、勧告を行っています。今後は、認知症高齢者がさらに増加することや障がい者の地域への移行等で、利用者が増加すること、さらには、単身や家族関係の希薄化による身寄りのない人の金銭管理等の支援が課題とされており実施体制の在り方の検討が必要です。
- ③ 苦情解決事業においては、事業開始から20年以上が経過し、各法改正により多様な福祉サービス運営主体が参加しています。このような背景のもと、苦情相談件数は増加の一途をたどっており、本会が扱った件数は平成30年に年間200件を超え、令和4年には250件を超えました。苦情の傾向も大きく変わり、近年は、障がいをもつ当事者からの申出が増え、長時間に渡るケース、個性の強い申出人が自身の気持ちを整理できずに苦情という形で申出るケースが見られています。また、福祉サービス事業者側からは、利用者や家族等から職員や事業所に対し過度な要求や理不尽な扱いを受けるなどの**ハラスメント（パワハラ、セクハラ、カスハラ）**の相談も多くなっています。

【目指すべき方向性】

○苦情解決機能の充実・強化

昨今の苦情相談者は、様々な相談機関を重複して申出をしたり、申出の訴え自体が複合的で主訴の聞き取りがなかなか困難なケースも多くなっています。相談者の苦情解決のために行政機関をはじめとする各関係機関と情報共有を図るなど、連携・協働して対応します。

また、施設や事業所等からの苦情解決機能を高めるため、第三者委員の体制整備や活用についての普及活動や研修会の開催、事業所訪問や施設内研修を実施します。

○福祉サービスの利用援助事業の適正な運営に向けた支援

福祉サービス利用援助事業を実施している県社協、基幹的社協等の「事業全般の監視」（体制、審査会の実施状況、事業内容等の監視、「契約の個別的な実施状況の監視」）として、福祉サービス利用援助事業の提供状況を把握し、またこの事業に対する利用者からの苦情等の解決や対応に努め、必要に応じて助言、勧告を行います。

【主な実施事業】

- ・福祉サービスに関する苦情を解決するための相談、助言、調査又はあっせん
- ・福祉サービス事業所の苦情解決体制整備調査、巡回訪問
- ・苦情解決関係者研修会、苦情関係機関連絡会議の開催と施設内研修への講師派遣

第5章 推進項目

基本目標2 その人らしい暮らしを支える相談支援の展開

- ・事業所における苦情解決のための手引書及び広報・啓発ポスター等の作成配布
- ・福祉サービス利用援助事業の実施状況の把握と助言、勧告等
- ・事業の適正な運営を確保するための現地調査、利用者訪問

運営適正化委員会

社会福祉法第 83 条の規定により、福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保及び福祉サービスに関する苦情の解決を行う機関として、都道府県社会福祉協議会に設置された機関。

福祉サービス利用援助事業

社会福祉法第 2 条第 3 項第 12 号に規定された第 2 種福祉事業であり、精神上的の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対し、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する事業。

ハラスメント

相手に不快感を与える「いじめや嫌がらせ」により、被害者の就業環境を悪化させる行為全般のことです。暴力などの身体的な行為のみならず、暴言や無視といった精神的なダメージを与える行為もハラスメントにあたる。ハラスメントはその原因によって様々な種類に分けられる。

パワハラ（パワーハラスメントの略）

「職場」において優位性や立場を利用して、労働者に対して業務の適正範囲を超えた叱責や嫌がらせをおこなう行為のこと。パワハラには種類があり、身体的侵害、精神的侵害、人間関係からの切り離し、過大な要求、過小な要求、個の侵害という 6 つの類型に分けられる。

セクハラ（セクシャルハラスメントの略）

「職場」において行われる、「労働者」の意に反する「性的な言動」に対する労働者の対応により労働条件について不利益を受けたり、「性的な言動」により就業環境が害されること。同性に対するものも含まれます。

カスハラ（カスタマーハラスメントの略）

顧客からの要求内容、又は、要求態度が社会通念に照らして著しく不相当であるクレームや顧客からの迷惑行為のこと。

基本目標3 福祉を担う人材の確保と定着支援**推進項目1 福祉・保育人材の確保・育成・定着支援****【現状と課題】****①福祉人材センター事業等の推進**

少子高齢、人口減少が進む中、福祉分野の人材不足はとりわけ深刻な状況です。

厚生労働省は介護職員需給推計として、令和8年には25万人、令和22年には57万人の介護職員が不足するとしています。

福祉人材センター・バンクの無料職業紹介では、移動相談会や関係機関等でのセミナー開催、就職相談会の実施、養成校等への訪問等、積極的に求職者開拓に努めてきました。

また、**介護サポーター採用事業**などにより地域の人材の掘り起こしに努めたほか、公共職業安定所と連携し両者での求職者支援体制を強化してきました。

この結果、令和2年度有効求職者数1,937人から5年度には2,302人へ増、紹介数152件から180件と20%近く増となるなど一定の成果があったものの、採用人数は129人から112人と減少しています。

こうした人材不足への対応として、IT化や職場環境の改善など様々な対策が行われていますが、その一つとして外国人材の受入れ施設も県内で増加しています。外国人材及び受入れ施設へのサポートについても対応を検討していく必要があります。

また、青森県内の福祉養成校の学生募集停止の動きが続いており、若い世代への福祉の仕事についての啓発・魅力発信についても、さらなる検討が必要です。

②保育士確保及び子育て環境づくりの推進

県内の保育所等の状況は、令和6年4月1日付けで497か所、近年の施設数は500か所前後で横ばいとなっていますが、保育士の有効求人倍率は、令和6年1月で1.67と全業種の1.16に比べ高くなっており、保育士の人材確保が課題となっています。

保育士・保育所支援センターの無料職業紹介事業は、直近4年間で、相談は約2,000件、求職登録者の就職件数は238件（うち紹介状有122件）と出張相談会や広報啓発により利用促進に努めてきました。商業施設等での出張相談会や再就職支援講座により、潜在保育士の掘り起こしとマッチングを行っていますが、短時間勤務希望や保育士資格のない求職者もいるため、求人事業所に求職者の希望条件等を伝えて、すり合わせしていく調整が求められています。

研修事業は、病児・病後児保育研修、就職に役立つ情報提供と製作遊びを体験する再就職支援講座、保育士等の学びのニーズに応じた研修等を行いました。直近4年間では約2,000人の潜在及び現任の保育士が参加され、さらに保育現場に役立つ研修の企画と開催が必要です。

働く親の支援には、学童保育の場である放課後児童クラブの放課後児童支援員によるこどもの育成支援も重要であり、過去4年間の同支援員に係る研修は、約1,000人が受講しています。

③有資格者の就労定着に向けた支援

・介護福祉士や社会福祉士、介護職として働きたい方の就職、転職を支援し、県内の福祉人材の確保・定着につなげるため、各種貸付事業を実施しています。

令和5年度までの累計貸付人数は、介護福祉士等修学資金は458人、介護福祉士実

第5章 推進項目

基本目標3 福祉を担う人材の確保と定着支援

務者研修受講資金は556人、離職介護人材再就職準備金は140人となっています。また、令和3年度から実施している、福祉系高校に在学して介護福祉士の資格取得を目指す学生を対象とした福祉系高校修学資金は36人、他業種からの転職を支援する介護分野就職支援金は30人、障害福祉分野就職支援金は4人となっています。

・ひとり親家庭の自立促進を目的とした貸付事業も実施しています。資格取得を支援するための高等職業訓練促進資金は、令和5年度までの累計で入学準備金が47人、就職準備金が25人となっています。また、一定要件を満たしたひとり親に対して家賃を貸付する住宅支援資金は、令和3年度の事業開始から4人となっています。

・保育士の人材確保と定着を推進するため、保育士修学資金等貸付事業を実施しています。令和2年度からの5年間で、保育士修学資金は136件、就職準備金は67件貸付しています。

・これらの貸付事業は、介護福祉士等の資格を取得し、県内で一定期間従事する等の要件を満たした場合は返還免除となるため、本県の福祉人材の確保・定着につながっています。一方で、離職等により貸付金を返還しなければいけない方もおり、返還管理業務が煩雑となっているほか、就労支援や定着支援をどのように進めていくかといった課題もあります。

【目指すべき方向性】

○福祉・介護人材の確保ときめ細かなマッチングの強化

ニーズ把握を丁寧に行いニーズに基づくきめ細かなマッチングを強化し、無料職業紹介事業を推進していきます。

○多様な働き方の参入や定着促進など福祉施設・事業所に対する支援の推進

求人活動への支援や多様な人材が参入可能な柔軟な働き方ができる求人や組織体制づくりを支援します。また働きやすい職場づくりを支援するための各種事業を実施します。

○労働関係機関等、他機関との連携の促進

労働関係機関や職能団体、生産性向上相談センター等、各種関連機関と連携・協働しながら、無料職業紹介の推進を図ります。

○すそ野拡大に向けた多様な人材の参入の促進

潜在的有資格者の呼び戻しや介護初任者研修修了者等へ働きかけを行い、多様な人材の参入促進を推進します。

○若い世代への福祉の仕事魅力発信

SNSの活用等による効果的なイメージアップを図ると共に、生徒・学生等を対象とした各種講習会等を通して、福祉の仕事の魅力を発信し、職業選択や資格取得の一助となるよう事業を推進します。

○保育人材確保とマッチングの促進

保育士・保育所支援センターにおいて、保育人材の裾野を広げるため、保育の仕事に関心のある方（各種研修・講座受講者等）に対して就職に役立つ情報提供を行います。求人事業所と求職者のニーズを調整しながら、求職者には仕事のイメージが持てるよう見学や体験を積極的に勧めてマッチングを促進します。情報提供には、SNSやメール等を活用して、迅速かつ効率的な情報提供をしていきます。

○保育士等研修事業の推進

保育士等への研修は、研修受講者や求職者へのアンケートによりニーズを把握し、就

第5章 推進項目

基本目標3 福祉を担う人材の確保と定着支援

労意欲やスキルアップの向上につながる内容とし、保育人材の育成と定着を推進します。開催形式は、ハイブリッド・オンラインなど効果的な方法で、県内の保育士等が参加しやすい研修を実施します。

○放課後児童支援員に係る研修

学童保育を担う放課後児童支援員の認定資格研修と資質向上研修を行い、引き続き同支援員の育成と資質向上に寄与します。

○介護福祉士修学資金等貸付事業を初めとした各種貸付事業の実施

県内の福祉分野における人材確保・定着に向け、養成校やハローワーク等へ広く周知するとともに、福祉人材センターと連携し、就労支援や定着支援を進めていきます。

また、貸付金を返還している人への継続的な働きかけを行い、返還が滞らないように支援します。

○保育士の人材確保と定着のための伴走型支援

貸付を受けた保育士が就労継続できるように、保育士・保育所支援センターと連携して就職後の相談支援や離職後の再就職支援を行い、保育人材の確保と定着を促進します。

【主な実施事業】

- ・福祉人材無料職業紹介の実施
- ・介護サポーター採用事業
- ・福祉の仕事あれこれ出前講座
- ・保育人材無料職業紹介事業
- ・潜在保育士再就職支援講座
- ・病児・病後児保育研修
- ・放課後児童支援員 認定資格研修・資質向上研修
- ・介護福祉士修学資金等貸付事業
- ・介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業
- ・再就職準備金貸付事業
- ・福祉系高校修学資金貸付事業
- ・介護分野就職支援金貸付事業
- ・障害福祉分野就職支援金貸付事業
- ・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
- ・ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業
- ・保育士修学資金等貸付事業

介護サポーター採用事業

介護人材の確保が大きな課題となっている中、介護職員がより専門的な知識・技術を必要とする業務に専念できるよう、配膳・下膳やシーツ交換、清掃などの業務を行う介護サポーター（介護助手）を雇用し、介護現場の作業効率向上を図る取り組み。

生産性向上相談センター

介護テクノロジーの導入など、様々な支援・施策を総合的・横断的に一括して取扱い、業務を効率化して利用者に「質の高い介護を届ける」「働きやすく魅力ある職場づくり」を支援するワンストップ型窓口。

推進項目 2 生産性向上に向けた取り組み

【現状と課題】

日本の人口、特に生産年齢人口は減少し続けており、2040年にかけてその傾向がさらに大きくなることが予測されています。近い将来高齢化社会のピークを迎え、介護ニーズの急増と多様化に対応する必要がある一方、介護人材の確保は一層困難になります。

介護施設等ではこの人材不足に様々な対策を講じており、その一つとして現場に介護ロボットやICT（情報通信技術）などの**介護テクノロジー**を導入し、業務を効率化する動きが加速化しています。

本会で受け付けている介護テクノロジー導入のための補助金申請件数を令和2年と令和6年で比較すると、補助率アップの影響もあり介護ロボットは14件から30件へ、ICTは10件から61件と大幅に増加しています。

こうした介護テクノロジー導入・活用も含めて、介護現場の業務を効率化し、職員の負担軽減を図ると共に効率化により生み出した時間を直接的なケアに充てるなど、介護ケアの質の向上につなげていく取り組み、すなわち生産性向上の取組が不可欠な状況となっています。

本会においては、生産性向上や人材確保に関するワンストップ窓口として「あおもり介護生産性向上相談センター」を令和5年度に開設しました。

介護テクノロジー導入及び評価、その他業務改善に関する各種ご相談に応じる他、機器の展示や県内のモデル事業所の育成などの取組を行っています。

今後は関係機関とも連携を図りながら、県内介護事業所の生産性向上を一層推進していく必要があります。

【目指すべき方向性】

○介護テクノロジーを含む生産性向上の取組に係る相談業務の推進

介護事業所が抱える課題について相談対応し、生産性向上の取組を支援します。

○介護テクノロジーの効果的な活用の普及・促進

生産性向上の有効な手段である介護テクノロジーについて、効果的に導入を進められるよう支援し、また活用が定着するよう事業を推進します。

○人材確保・生産性向上に係る情報発信及び関係機関等との連携

生産性向上に係る情報を広く収集し、必要な情報を提供します。また関係機関と連携を図りながら、介護現場の生産性向上の取組を推進します。

【主な実施事業】

- ・生産性向上の相談業務
- ・介護テクノロジーの展示
- ・介護生産性推進のためのセミナー

介護テクノロジー

移乗支援や移動支援、排泄支援、入浴支援など、さまざまな業務で役立つ機器やロボットのこと。

推進項目3 社会福祉事業の経営支援

【現状と課題】

これまで、社会福祉施設における福祉サービス第三者評価、地域密着型サービスの外部評価、介護サービス情報公表の支援事業等の質の向上を支援する事業や法人運営に必要な法律、人事労務、会計経理に係る相談支援、さらには、働く人の定着等に資する退職共済事業や福利厚生事業等を通じて、県内の福祉事業経営の支援に務めてきたところです。

- 福祉サービス第三者評価では、直近5年間で16事業所を評価しました。また、高齢化等により調査者が不足していましたが、令和4年度の養成研修により、本会の調査者として新たに14人が登録しました。令和5年度からは本会で実地研修を行い、スキルの向上を図っています。今後は、調査に係る負担軽減と効率化に取り組む必要があります。
- 地域密着型サービスの外部評価では、直近5年間で延べ395件の事業所評価を実施しました。この評価事業においても調査員の高齢化による人員確保が急務となっています。
- 県委託の介護サービス情報公表の支援事業では、毎年度約2,600件の介護サービス情報を公表し、その調整や公表の管理を行う一方で、利用者が必要なときに介護サービス情報を得られるよう、パンフレットを刷新して配布する等の周知を行っています。
- 福祉施設への経営相談事業においては、人事労務・法律・会計経理に係る専門相談を開設し、過去5年間で約720件、年間140件の経営に係る相談支援を行ったほか、法人経営に必要な接遇や人事労務制度の改正等に係る経営セミナーを開催してきました。
- 青森県民間社会福祉事業職員共済事業(県共済)を昭和62年度から設置運営しており、令和5年度末で第1種共済には533事業所、12,251人が加入しています。また、平成21年度から実施している第2種共済には、令和5年度末で128事業所、1,831人が加入しています。
加入者からお預かりした掛金は外部信託運用を行っており、令和5年度末の給付準備率は108.1%となっていますが、今後は新規加入者が減少傾向となる可能性もあり、給付準備率や資産運用を注視しつつ、一層の加入勧奨も必要です。
- 平成6年度に社会福祉法人福利厚生センター(ソウェルクラブ)が設置され、県社協は、その地方事務局を担ってきました。令和5年度末の会員は76法人、190事業所、4,465人と横ばいです。会員代表による企画懇談会を開催して会員ニーズを聞き取り、優待割引施設を開拓するほか、旅行やお食事会などのプランを提供していますが、応募が殺到し早々に締切となってしまう企画もあります。

【目指すべき方向性】

- 調査者等の養成・育成とICT活用による調査体制の強化
福祉サービス第三者評価および地域密着型サービスの外部評価では、調査者等の養成・育成を推進して調査体制の強化を図ります。また、調査経験のない調査者等がOJTにより知識やスキルを身に付け、適正かつ円滑な評価が行えるようにします。また、ICTを活用した調査記録の作成における負担軽減と効率化を進めます。
- 制度普及に向けた広報啓発活動
地域密着型サービスの外部評価は、対象事業所と利用者に対して外部評価の意義やメリットをリーフレット等でPRし、利活用を促進します。介護サービス情報公表の支援事業では、パンフレットによる周知のほか、関係機関・団体と連携してSNS等を活用した普及啓発に取り組みます。
- 介護支援専門員実務研修受講試験の実施

第5章 推進項目

基本目標3 福祉を担う人材の確保と定着支援

介護サービス事業所や従事する職員のスキルアップのひとつとして、介護支援専門員の資格取得を推進する試験を実施します。

○福祉施設経営相談事業の実施

福祉施設等への経営を支援するため常勤相談員や専門相談員による経営相談体制を継続し、福祉施設経営を支援します。

○社会福祉施設の経営を支援する事業の実施

新たな制度や最新の動向などの情報収集に努め、法人経営に必要なセミナーのテーマとして取り上げて発信していくことが必要です。

○青森県民間社会福祉事業職員共済事業の安定的な運営

県共済は、退会給付金や慶弔見舞金を受け取れるなど、職員が安心して働くことができるための仕組みであり、人材の確保・定着につなげることができます。給付準備率を維持するためにも、未加入法人に対して県共済の目的やメリット等を周知するなど、新規加入者を増やす取り組みを展開します。また、加入者の利便性向上や事務処理の効率化のため、各種申請の電子化の構築にも取り組みます。

外部信託運用については、加入者の動向と運用実績を注視しながら、運用ガイドラインに基づいて適正かつ安定的に運用できるよう、運用受託機関の管理監督を行います。

○福利厚生センター(ソウェルクラブ)事業の推進

職員が心身のリフレッシュを図り、人材の定着や就労意欲の向上につながるよう、会員が加入メリットを実感でき、かつ広く公平に利用できる地方事務局独自の企画を検討していきます。また、健康生活用品の給付や各種お祝い品の贈呈など、全国展開のサービスも多数あるため、未加入法人への加入勧奨に力を入れていきます。

【主な実施事業】

- ・福祉サービス第三者評価
- ・地域密着型サービスの外部評価
- ・介護サービス情報公表の支援事業
- ・介護支援専門員実務研修受講試験の実施
- ・福祉施設経営相談事業の実施
- ・法人運営セミナーの開催
- ・青森県民間社会福祉事業職員共済事業の実施
(退会給付事業、福利厚生事業、加入促進等)
- ・外部信託による資産運用
- ・福利厚生センター事業の業務協力(企画懇談会、会員交流事業等)

福祉サービス第三者評価

福祉施設、事業所のサービスの質を、当事者(事業所及び利用者)以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から行う評価。

地域密着型サービスの外部評価

サービスの質の向上につなげるため、介護保険サービスである認知症高齢者グループホームに義務付けられている取り組み。自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価又は運営推進会議における評価を受けて、それらの結果を公表する仕組み。

介護サービス情報公表の支援事業

介護サービスの利用者や家族が、公表された情報をもとに介護サービス事業者やサービス内容を比較検討し、希望に合ったものを適切に選択できるよう支援すること、及び事業者が提供するサービスの質を向上していくことを目的とした仕組み。

社会福祉法人福利厚生センター(ソウェルクラブ)

社会福祉事業に従事する方々の福利厚生の増進を図ることを目的に、厚生労働大臣の指定を受けて設立された法人。47 都道府県に地方事務局を持ち、各種研修会の開催や見舞金等の給付、会員交流事業などを実施。

基本目標4 組織基盤の強化

推進項目1 適正な法人運営の推進

【現状と課題】

- 社会福祉協議会は社会福祉法に基づく地域福祉の推進役として、福祉課題の解決に向けた先駆的な取り組みを実践する団体として位置づけられています。安定的な財源確保が課題となる中でも、その使命を果たすべく組織基盤の強化を図ることが求められています。
本会の収入は、補助金・受託金が約半数を占めており、会費収入や寄附金収入等の自主財源はわずか1割程度となっています。会員の確保・拡大に向けた継続的な加入促進、図書や家庭用常備薬、保険代理店等の斡旋手数料の獲得、県社協広報誌「福祉のひろば」や県大会資料への広告掲載料の獲得など、自主財源確保のための取り組みは行っていますが、大幅な増には至っていません。補助金や委託金等の公的財源についても、人件費の増や物価高騰に見合った金額の確保が重要です。
併せて、経費削減や事務処理の効率化にも継続的に取り組んでいますが、県社協においても職員確保が難しくなっており、十分ではない職員数で多くの事務処理を行わなければならない現状です。ペーパーレス化やIT化を導入している部分もありますが、DX（デジタルトランスフォーメーション）に向けて更なる取り組みが求められています。
- 課長会議や経営会議、課内会議を定期的開催し、情報共有や事務執行について協議する等、事務局体制の充実に努めています。
これまでも人事評価制度や研修計画制度に取り組んできましたが、非正規職員の割合が約7割という中で、すべての職員が地域福祉推進の担い手であるという自覚を持ち、より一層専門性を高めるため、職員一人ひとりのキャリアアップや計画的な職員採用など、中長期的な人事管理計画を検討する必要があります。
- 適正な事務執行体制の維持・向上のため、経理事務マニュアルの整備・改訂を実施してきました。また、内部監査を定期的実施し、職員相互の牽制体制を確立するとともに、事務処理の改善を図っています。更には、平成22年度からは顧問税理士制度による定期訪問、令和元年度からは会計監査人による監査及び公認会計士による定期訪問を実施しています。

【目指すべき方向性】

- 自主財源や公的財源の確保、民間財源の活用
会員の確保・拡大に向け、会員を対象とした研修会参加費の設定や団体保険等の割引制度などの周知を継続します。また、様々な企業が県社協に寄附していただいていることを広く周知して県社協の活動を知ってもらうなどの取り組みも継続し、賛助会員の拡大を図っていきます。
また、多様化する福祉課題を解決するためには行政との連携が欠かせません。年々高騰する人件費や物価に見合った補助金・委託金を確保できるよう、県や各自治体へ継続的に働きかけていくことが必要です。
さらには、共同募金を初めとした民間財源についても、適宜情報収集し活用していきます。
- 適正な事務執行と内部牽制体制の推進
内部監査や会計監査人による監査、公認会計士による定期訪問を継続し、適正な事務執行体制や内部牽制体制の維持・向上を図ります。

- 組織体制の整備・強化と人材育成
人事評価制度や研修計画制度を継続し、職員一人ひとりの資質向上を図ります。
- DXに向けた取り組み
限られた職員数でより効率的に事務を執行していくため、事務内容を精査した上でペーパーレス化の推進やITの導入等を進めていきます。
- 理事及び評議員への情報提供、理事による委員会担当制の実施
理事会や評議員会における活発な審議や、役員と職員が意見交換できる機会の確保につなげるため、理事による委員会担当制を継続します。また、事務局通信を発行して事業の進捗状況を共有しながら、役職員が一体となって事業を推進していきます。
- 地域福祉基金の運営
愛の輪基金や福祉基金の運用果実は地域福祉活動や福祉団体等の事業に、より広く効果的に活用できるよう引き続き資産運用を行うとともに、活用のあり方を検討していきます。
- 活動指針の進行管理と事務事業評価の実施
毎年度、活動指針及び事業計画に基づいた事務事業評価を行い、推進項目実現に向けて取り組みます。
- 災害対応における取り組み
災害発生時に備えて緊急連絡網の整備等に取り組むほか、被災地への職員派遣等、県内外への災害支援ができるよう、SNSの活用や備品管理等の更なる体制整備を行います。

【主な実施事業】

- 内部監査、会計監査人による監査
- 愛の輪基金運営事業、福祉基金運営事業

推進項目 2 民間性を発揮した活動の推進

【現状と課題】

○県社協では、県内の福祉情報の発信と社会福祉に関する理念の普及等を目的に、ホームページ「福祉ネットあおもり」を開設しているとともに、広報誌「福祉のひろば」を年3回発行しています。ホームページは、誰もが閲覧しやすいよう令和6年10月にリニューアルしました。ホームページや広報誌では、県社協が実施している事業の紹介や、研修・イベントの告知、各種制度の最新情報などを掲載し、広く発信しています。

今後は、世代を問わず福祉を身近に感じてもらえるよう、有益な情報を迅速かつ的確に提供できる情報発信ツールを活用していくことが必要です。

○本県の社会福祉発展に功績があった個人・団体を表彰し、感謝を伝えるとともに、今日の福祉課題を学び共有する場として青森県社会福祉大会を開催しています。また、各種事業のパンフレットやチラシ等を作成・配布するなど、青森県の地域福祉の推進を担う組織としての活動を展開しています。

【目指すべき方向性】

○インターネットを活用した情報発信

青森県内の福祉情報や県社協の活動等についての情報を、SNS等を活用して幅広い世代に迅速に提供できるよう努めます。また、災害時等の非常時においても、閲覧者が求める情報を確実に取得できるよう環境整備に努めます。

○広報啓発活動の推進

福祉への理解を深めてもらうよう、また、県社協の存在意義を理解してもらえるよう、広報誌等を活用するとともに、青森県社会福祉大会を開催して県内福祉関係者が一堂に会する場を設けることで、県内の福祉向上のための啓発活動を展開していきます。

○ネットワークを活用した課題提起

人口減少や高齢者世帯の増加、コロナ禍を経て増大した生活困窮世帯など、県社協は日々の活動を通じて地域の福祉課題を目の当たりにしています。これまで培ってきたネットワークを活用してそれらの課題を共有し、解決に向けて行政や関係機関と連携しながら取り組んでいきます。

【主な実施事業】

- ホームページ「福祉ネットあおもり」の管理・維持
- 広報誌「福祉のひろば」の発行
- 青森県社会福祉大会の開催

青森県社会福祉協議会活動指針策定検討委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法の理念及び社会福祉協議会を取り巻く環境を踏まえて、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が果たすべきこれからの役割、方向性及び組織のあり方等を明らかにするための中長期的活動指針の策定を目的として設置する「青森県社会福祉協議会活動指針策定検討委員会」（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、活動指針の原案策定に関して、次のことを会長に答申する。

- (1) 青森県社会福祉協議会活動指針（以下「活動指針」という。）の策定に関すること。
- (2) その他、会長が必要であると認めた事項

(委員会の構成等)

第3条 委員会は、8名以内をもって組織し、次の各号の者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉団体の役職員
- (3) 社会福祉施設の役職員
- (4) 社会福祉協議会の役職員
- (5) 関係行政機関の職員

2 委員は、県社協会長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は委嘱時から策定完了の日までとする。ただし、委員の欠員により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長（以下「委員長等」という。）をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会の招集等)

第6条 委員会は県社協会長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要であると認めたときは委員以外の者に委員会の出席を求め意見を聞くことができる。

(報酬等)

第7条 委員が委員会に出席し、又は委員会の事務に関する調査、調整等のため出張し、若しくは出勤したときは、役員等の報酬及び費用弁償に関する規程の規定により報酬及び旅費を支給する。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課がこれにあたる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年9月17日から施行する。

青森県社会福祉協議会活動指針策定検討委員会委員名簿

任期：令和6年10月22日～策定完了の日まで

	役職	区分	氏名	備考
1	委員長	学識経験者	工藤英明	青森県県立保健大学健康科学部教授
2		社会福祉団体の役職員	工藤泰子	青森県民生委員児童委員協議会会長
3		社会福祉施設の役職員	小林大真	社会福祉法人千年会 理事長 (青森県社会福祉法人経営者協議会副会長)
4	副委員長	社会福祉協議会の役職員	乗田孝一	五所川原市社会福祉協議会 会長 (市町村社協連絡会 会長)
5		社会福祉協議会の役職員	林 誠	大間町社会福祉協議会 事務局長
6		関係行政機関の職員	櫻庭仁明	青森県健康医療福祉部 健康医療福祉政策課長

推進項目	SDGsの17のゴール																
	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
基本目標1 誰もがふくし（ふだんのくらしのしあわせ）を実感できる地域づくりの推進																	
1 地域の支え合いを支援する活動の推進	○		○	○					○		○	○					○
2 大規模災害に備えた支援体制づくり			○								○		○				○
3 民生委員・児童委員活動との連携・協働	○	○	○								○						
4 生活困窮者等の社会参加とつながり支援	○	○	○			○	○				○						○
5 協働で社会的課題を解決	○	○	○	○					○			○					○
6 福祉関係団体との支援と連携	○	○	○	○					○		○					○	○
基本目標2 その人らしい暮らしを支える相談支援の展開																	
1 低所得者に対する資金の貸付と支援	○	○	○								○						
2 矯正施設退所者等の社会復帰支援			○														
3 権利擁護活動の推進			○		○					○							
4 運営適正化委員会事業の推進			○		○												
基本目標3 福祉を担う人材の確保と定着支援																	
1 福祉・保育人材の確保・育成・定着支援			○	○					○		○						
2 生産性向上に向けた取り組み			○	○					○		○						
3 社会福祉事業の経営支援			○						○		○					○	○
基本目標4 組織基盤の強化																	
1 適正な法人運営の推進	○		○	○					○	○						○	○
2 民間性を発揮した活動の推進			○	○	○				○	○						○	○
合計	7	5	15	7	3	1	1	8	2	3	8	1	1	0	0	4	8